

**小丸川漁業協同組合**  
**内共第 11 号第 5 種共同漁業権**

**遊 漁 規 則**

# 小丸川漁業協同組合内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、小丸川漁業協同組合（以下「組合」という）が免許を受けた内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、うなぎ、おいかわ、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請して、その承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、又は片手網、かなつき、はえなわ又は投網（舟打投網を除く。）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、片手網、かなつき、はえなわ又は投網（舟打投網を除く。）による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4. 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣・竿釣	1人3本まで
かなつき	1人1本
舟打投網・陸打投網	15cmにつき網目11節未満 長さは3m以下
片手網	15cmにつき網目11節未満 口経1m以下

かごつけ（うなぎ漁業）	1人30本以内とする
はえなわ	縄数3本以内とする
つけ針	竿1本につき20本以内とする
もくずがにかご	1人3個以内

2. 小丸川本支流においては、次条第1項の規定によるあゆについては、解禁日から30日間は手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日～12月31日の期間で組合が定めて公表する期間
やまめ	3月1日～9月30日の期間で組合が定めて公表する期間
うなぎ	4月1日～9月30日
おいかわ	周年
もくずがに	8月1日～11月30日

2. 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁してはならない。

区域	期間
(1) 児湯郡高鍋町県道10号小丸大橋から上流585m下流325mまでの水面	10月1日～12月15日まで (ただし、あゆに限る)
(2) 児湯郡木城町大字川原木寺堰堤(竹鳩用水取入口)から上流50m下流200mまでの水面	周年
(3) 児湯郡木城町大字川原権現神社から上流50m下流200mまでの水面	周年
(4) 児湯郡高鍋町大字上江竹鳩橋から上流20m下流50mまでの水面	周年
(5) 児湯郡高鍋町大字南高鍋古港橋から上流二本松橋まで	周年(ただし、支流宮田川で

の水面	の投網に限る)
(6) 日向市東郷町大字下三ヶ柳原橋から上野野橋までの水面	10月1日～12月31日まで (ただし、あゆに限る)

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15cm
うなぎ	25cm
もくずがに	5cm(甲幅)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児の時は無料、小中学の生徒又は肢体不自由者又は70歳以上のときは、同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一. 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ・うなぎ	手釣・竿釣	1年 3,000円
		1日 1,000円
やまめ・おいかわ	陸打投網	1年 3,000円

二. その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(年額)
あゆ・うなぎ やまめ・おいかわ	舟打投網	3,500円
	片手網	4,500円
	うなぎ 石倉	4,500円
	かごつけ	4,500円
	はえなわ	2,500円
	かなつき	1,500円
もくずがに	かにかご	2,500円

2. 遊漁料の納付は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、手釣り、竿釣り又は投網(舟打ち投網を除く)による遊漁の場合には当該遊漁

をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所の名称	納付場所の所在地
小丸川漁業協同組合	児湯郡高鍋町大字持田1690-2
上小丸川漁業協同組合	東臼杵郡美郷町南郷区神門287

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

2. 遊漁承認証の交付は、前項第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

(1) 小丸川県道19号小丸大橋から上流585m下流325mに至る区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は遊漁者に対し、この規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に関し違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

## 附則

- 1 この規則は令和5年9月1日より施行する。  
ただし、遊漁料の額については、令和6年4月1日から適用し、それまでは従前の例による。
- 2 この規則施行前に内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。

別記

様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No.		注意事項 1 . . . . . 2 . . . . . 3 . . . . .
遊漁承認証 下記のとおり遊漁を承認します。 記		
遊 漁 者	住 所	
	氏 名	
承認期間		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域		
遊漁料		
発行者		
小丸川漁業協同組合 印		

様式第2号

漁場監視委員証

表

裏

No.		注意事項 1 . . . . . 2 . . . . . 3 . . . . .
漁場監視員証 下記の者は当組合の漁場監視委員であることを証明します。 記		
氏 名		
有 効 期 間	自 令和 年 月 日	
	至 令和 年 月 日	
発行者		
小丸川漁業協同組合 印		

